

重大事態への対応マニュアル

三好市立芝生小学校

いじめが背景に疑われる自殺事案発生時の対応

(1) 調査組織員の構成 (①+②)

①既存の学校いじめ対策委員会

管理職，教務主任，生徒指導担当教員，人権教育主事，養護教諭，
特別支援コーディネーター，学級担任

②外部人材

学校評議員，スクールカウンセラー，学識経験者等

(2) マスコミ等への対応 (管理職)

①窓口の一本化 ②正確な情報の発信 ③丁寧な対応

I 重大事態の発生

II 市教育委員会に報告し，指導・支援を受けて，背景調査を実施する。(校長)

III 調査組織を設置する。(学校が調査の主体になった場合)

- ・公平性，中立性が確保された組織が，客観的な事実確認を行う。
- ・遺族，児童，保護者に調査等の事前説明を行う。

IV 遺族，児童，保護者への調査方針の説明や情報提供を行う。

- ・調査前に遺族，児童，保護者に①から⑥を説明する。
- ・遺族，児童，保護者に寄り添った対応を第一とする。

①調査の目的・目標

②調査主体

③調査時期・期間

④調査項目

⑤調査方法

⑥調査結果の提供

V 調査組織で，事実関係を明確にする調査を実施する。

- ・事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。(文科省「背景調査の指針(改訂版)」を参照)

①文書情報の整理

②アンケート調査の実施(詳細調査の実施P17)

③聞き取り調査の実施(詳細調査の実施P18) → 時系列にまとめて分析する。

④情報の整理(詳細調査の実施P19)

VI 調査結果を市教育委員会に報告する。(校長)

VII 調査結果を基に再発防止策を検討する。(詳細調査の実施P20)

- ・報告書の取りまとめをする。(詳細調査の実施P20)

